

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(名称、位置及び所管区域) 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>日野郡日野町</u> の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。				(名称、位置及び所管区域) 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>日野郡</u> の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
名 称	位 置	所管区域		名 称	位 置	所管区域	
		社会福祉法第 14条第 5 項の事務	その他の事務			社会福祉法第 14条第 5 項の事務	その他の事務
略				略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	<u>西伯郡南部町、伯耆町及び大山町</u>	米子市、境港市及び西伯郡	鳥取県西部福祉事務所	米子市	<u>西伯郡</u>	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	<u>日野郡日野町</u>	日野郡	鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	<u>日野郡</u>	日野郡

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。